

南摩ダム・湯西川ダム・八ツ場ダム

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 10 2006年6月20日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

次回も原告が陳述しま～す

いざれも宇都宮地方裁判所・302法廷

☆対栃木県知事・3ダム訴訟(第8回):7月28日(木)13:10~

□八ツ場ダム建設予定地付近の地盤の危険性について準備書面を出し、原告がパワーポイントを駆使して口頭陳述もおこなう予定。その次の回はいよいよ南摩ダムの利水問題。

☆対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟(第8回):8月30日(水)10:30~

湯西川ダムの利水の中で、宇都宮市以外の千葉県、茨城県での利水問題を取りあげる。さらに、環境、治水の問題も取りあげる予定。

第2回湯西川ダム建設予定地観察会

日 時：7月1日（土）10時～14時。小雨決行

集合場所：川治ダムサイト駐車場（宇都宮市内から車で1.5～2時間）
(ダム資料館があり、トイレ、休憩、見学ができます)

コース：湯西川ダムで水没する地域を車で移動し、14時頃集合場所へ
帰着予定

昼 食：現地のそば店で

第3回南摩ダム建設予定地観察会

“南摩川流域”ってどんなところ？

日 時：8月5日（土）9時～13時。小雨決行

集合場所：鹿沼市室瀬・バス停付近（ダム反対の看板が目印）

コース：南摩ダムで水没する地域を主に徒歩で移動する

昼 食：各自持参

いずれの観察会も野鳥、植物、昆虫（主に蝶）の専門家が同行します

共 催：ムダなダムをストップさせる栃木の会・日本野鳥の会栃木県支部・思
川開発事業を考える流域の会

参 加 費：無料。あれば双眼鏡、捕虫網、水筒など適宜ご持参ください

問合せ：事務局または葛谷まで（TEL/FAX 028-634-9070）

現実と乖離した予測・架空の水需要・数字の辻褄合わせ… 湯西川ダム無しでも水は不足せず、ダムは無用の長物

対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟第7回（5月17日）の内容

原告の石川輝雄さんがパワーポイントを使って準備書面の要旨を陳述した。

【宇都宮市上水道の1日最大給水量の実績は、給水人口が微増している現状においても減少傾向にある。今後給水人口が多少増えても、1日最大給水量が現状より増えることはあり得ない。宇都宮市は水道普及率がすでに頭打ちの状況であるのに将来100%になると予測し、一方では有収率の目標値を全国平均よりも低い88%に設定するなど、現状と著しく乖離した予測を行い、その誤った予測値に基づいた架空の水需要を作り出している。これは湯西川ダムからの取水が前提にあるからであり、数字の辻褄合わせに過ぎない。】

また、コスト高を理由に宝井水源を切り捨てようとしているが、これは湯西川ダムの浄水コストを不当に低く見積もり、一方で宝井水源の浄水コストを恣意的に異常に高く見積もるという操作が行われた結果である。市の保有する地下水資源を正しくカウントすれば、将来の水需要にも余裕をもって対応できる。したがって宇都宮市の水道は湯西川ダムなしで水需給においてまったく不足を生じることはなく、湯西川ダムは宇都宮市にとって無用の存在である。

これらの事実に照らせば、宇都宮市上下水道局が行なったという水源構成の見直しや厚労省の要領に基づく再評価は、到底適正なものであったとはいえない。以上から、湯西川ダムに関してダム使用権の設定申請を行い、利水予定者として建設費用を負担し、支出することは、地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に反する違法な行為というべきである。】

被告側は次回、反論があれば出すことになった。原告側は今後、様々な資料を示しながら、見直しがずさんであったことなどを立証していくことになる。

弁護士会館での説明会では、「今日の準備書面はとても良い書面だった。被告側も反論に苦しむのではないか」「行政のやることは桁外れにおかしいと判った」「裁判官も口頭陳述を聞いてから書面を読むと、内容が理解しやすいと思う。良い判決を期待したい」「スクリーンの方向を変えるよう指示するなど今日の裁判官の姿勢はまじめだった。陪席裁判官も熱心に聞いていた」等々の感想が出された。

八ツ場ダムの環境アセスは不十分・不適切 生物多様性条約、種の保存法に違反している

対栃木県知事・3ダム訴訟第7回（5月25日）の内容

原告代理人の若狭弁護士が現地の写真を交えたパワーポイントを駆使しながら陳述した。
(今回はスクリーンが原告席の後側、裁判官席から見やすい位置に設置されていた。)

【環境アセスは事業に即して適正に行われなければならないが、八ツ場ダム建設事業における環境アセスは、その調査も内容もまったく不十分・不適切である。アセスにはダムの底に沈む川原湯温泉の生活環境の保全についての記載が全くない。イヌワシ・クマタカなどの希少野生動植物の喪失は重大な問題であるのに、調査は明らかに不十分で、生物多様性条約に違反し、種の保存法にも違反している。】

また、ダム建設により美しい景観が失われる吾妻渓谷について1985年のアセス評価書には、調査検討した形跡はないのに「吾妻峡の下流部の景観は残されることから、自然景観への影響は問題ない」としている。下久保ダムの場合の三波石峡の無惨な実例を見れば、この評価自体、妥当なものではない。また、八ツ場ダム特有の問題である、強酸性の

水質に起因する中和生成物の堆積の問題や、大量の栄養塩類の流入による富栄養化等の水質問題についても適正な環境アセスは行われていない。

以上から、環境影響評価義務を怠って違法な事業と言わざるを得ない。違法であることが明らかな事業について費用の負担を求める国土交通大臣の納付命令が著しく合理性を欠くことは明らかである。したがってこのような納付命令に基づき関係都県の執行機関が漫然と負担金を支出する行為は、財務会計上の誠実義務に反する違反行為であると主張する。】

なお今回被告側は、被告側証拠書類の中の氾濫想定図について「国がやることなので県として答える筋合いはない」という見解であることがはっきりした。公金支出の原因となっているのが氾濫想定図であり、治水で最も重要なポイントである。何もやっていないから出せないのだろうが、今後事実を明らかにしていく必要がある。

DVD「山が崩れる」視聴 裁判のあと、弁護士会館での説明会ではDVDで「山が崩れる」(1984年10月NHK放映)を視聴した。

四国の吉野川上流部に早明浦(さめうら)ダムが完成してから10年後、地元の大川村ではダム周辺で道路の亀裂や山の崩落が続いた。ダム周辺の地質は、もろい泥質片岩。早明浦ダムの周辺道路の亀裂は92個所にものぼった。ダムの水位は降雨によって変化するが、ある一定の水位になると崩落が発生するらしいと判った。「地質が悪くても技術が進歩しているので問題はない」と建設側はうそぶくが、学者は「ダムの技術は進歩しても、周辺の山々の地質は変わらない」と言う。手で触ったくらいでもガラガラと崩れ落ちる、もろい地層。住民は移転した先でも崩落の危険にさらされていた。一方、ダムでは建設後わずか10年で予定堆砂量の30%がすでに堆積していた。人間の計算をはるかに超えた、自然のしっぺ返しだ。

八ツ場ダムの問題点

断層だけのダムサイトの岩盤

貯水で地滑り誘発の危険性

現在の八ツ場ダムの予定地は、1970年の国会で、「ダムサイトの岩盤は断層や割れ目が多く、また、温泉による熱で変質して脆弱化しているから、ここにダムを造ることは危険だ」と、当時の建設相が述べた場所です。そのようにきわめて危険な場所、国自身が危険だと認めている場所に八ツ場ダムが建設されようとしているのです。

ダム予定地の両岸は浅間山が噴火した際の泥流が吾妻渓谷でせき止められて厚く堆積しており、きわめて脆弱な地層です。ここにダムを築いて貯水を始めれば、地滑りが起きて、周辺も支えを失い崩落する危険性が高いと指摘されています。そして住民が移転する予定の代替地の山側は崩落の危険が高く、土石流危険地帯に指定されています。

(1都5県市民連絡会のパンフより)

1都5県で行っている八ツ場ダム訴訟(栃木県の場合は南摩ダム、湯西川ダム、八ツ場ダムの3ダム訴訟)の進行状況がHPでわかります。準備書面も掲載されています。
<http://www.yamba.sakura.ne.jp/>

ムダなダムをストップさせる栃木の会

事務局：小山市城東2-10-22

TEL：0285-23-8505

FAX：0285-22-5608

年会費：3,000円

郵便振替口座：00140-1-500609

ハッ場ダム住民訴訟

1都5県 FAXニュース

第12号(06年5月22日)

東京・群馬・埼玉・栃木・茨城・千葉

【東京の会】4月11日、第8回裁判で本題に入った。利水目的が破綻していることを、パワーポイントを初めて使って鮮明に映し、裁判所全体に大きなインパクトを与えた。裁判長も「わかりやすかった。皆さんの努力には敬意を表します」とし、被告には次回、反論するよう指示した。次回7月4日 11時～606号法廷で地盤について陳述予定。東京都事業評価については、評価委員4人全員と面談し、ハッ場ダムにお墨付きを与えた根拠をただした(懸権)

【埼玉の会】4月19日第7回裁判で川井弁護士が、①カスリーン台風が再来した場合、ハッ場ダムの治水効果はゼロ②利根川治水計画に現実性がなくすでに破綻③河道整備で洪水に対応でき、ダムを造る必要性がないと陳述。被告が転用水利権に関する証拠として出した非かんがい期に水源措置を講じる条件は今も付いているかと南雲弁護士が追及。裁判官は論点整理表を示し、被告には支出権限が誰にあるかを明らかにするよう求めた。次回6月14日 11:00AM～さいたま地裁 105号法廷。(藤永)

【茨城の会】この3月、県は2020年度人口予測323万人を300万人未満と下方修正した。これを受け第7回裁判は原告塙越恵子氏が陳述。「県は現時点で転用可能な工業用水を含め182万m³もの水源を持つ。これは茨城の水需要を満たした上、さらに隣の栃木県民200万人分の水をも貯える量だ。これ以上茨城は1滴の水も要らない。ハッ場ダムを始め霞ヶ浦導水事業など全ての水源開発から撤退すべき」と断じた。次回は7月25日。(神原)

【群馬の会】第7回口頭弁論が5月12日11:00から行われ、福田弁護士がパワーポイントでハッ場ダムは利水上も必要がないことを説明。その後原告の佐藤暁一氏が陳述を行おうとしたところ断られた。弁護士は「原告の主張は政策論争に過ぎず、住民訴訟で争うことは出来ない。対応の仕方に困惑している」と述べた。森林の雨水涵養機能に関する陳述内容は報告会で披露された。次回は7月14日(金)11:00よりハッ場ダムの危険性について。(真下)

【栃木の会】5月17日の対宇都宮市長裁判で原告石川氏がパワーポイントで宇都宮の水事情を陳述。市の予測は実績と著しく乖離し、湯西川ダムからの取水を前提とした架空の水需要を作り出している。拡張事業の見直しが不十分であり、コストを正しく比較して今ある水源を正当に評価すれば、ダム無しで将来の水需要に十分対応できると主張。裁判官も熱心に聞いてくれた。次回は8月30日 10時半。対県3ダム訴訟は5月25日 10時。(葛谷)

【千葉の会】5月26日第6回裁判に向け、原告側は財務会計行為と利水に関する準備書面を裁判所に提出した。弁護団会議で議論が重ねられ、力作に仕上がった。法廷では利水についての原告意見陳述を予定。裁判終了後の説明会の後、県庁前で街宣活動とチラシ配布を行ない、昼休みの職員に原告団が賑やかにアピールする。5月14日の千葉アースデー会場でも会員有志が「ストップ！ハッ場ダム」の旗を立てチラシを手渡し、一人ひとりに語りかけた。(入江)

【ハッ場ダムを考える会】難問山積の長野原町長選で、町政継承を訴える高山氏が初当選。考える会ではアウトドア自然保護基金、パタゴニアの支援金でチラシ、絵葉書を作成。代々木公園、アースデイ会場でチラシ3000枚配布。さらに、加藤登紀子、永六輔らによるハッ場イベント企画準備中(10/9、日本青年館)。宇沢弘文、澤地久枝、野田知佑、池田理代子など、各界著名人が呼びかけ、長年の地元住民の苦しみ、都市と地方のあり方などについて考える。

発行：ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会／ハッ場ダム住民訴訟弁護団／ハッ場ダムを考える会
<http://www.yamba-net.org/> <http://www.yamba.sakura.ne.jp/> 連絡先:042-341-7524(深澤)048-825-3291(藤永)